

(広域連合)
静岡地方税滞納整理機構
広域計画

平成 20 年 3 月
静岡地方税滞納整理機構

I はじめに

平成 18 年度の税制改正において、国から地方への 3 兆円規模の税源移譲が、所得税の一部を個人住民税所得割へ移譲する形で実現し、平成 19 年度から本格的に実施されました。静岡県内の税源移譲額については、個人の市町村民税と県民税を合わせて 1,000 億円程度と見込まれています。

この税源移譲は、地方税の充実による地方公共団体の自主性・自立性の強化を目指すものである一方で、国庫補助負担金の廃止・縮減と地方交付税の改革と一体的に進められました。このことから、地方自治体の自主財源である地方税の役割は、ますます大きくなるとともに、地方自治体は、歳入確保だけでなく、厳正・公平な税務執行に対する納税者の信頼を確保するため、地方税の徴収対策をこれまで以上に推進することが必要になっています。

徴収対策の推進に際しては、税務職員の徴収能力の向上や徴収事務の効率化を図り、悪質な滞納者に対しては法令の規定にのっとり、毅然とした滞納処分を実施するなど、適切な租税債権の管理とそのための税務執行体制を強化することが求められています。

このように地方税務行政を取り巻く環境が大きく変化する中であって、喫緊の課題である地方税の滞納額をより効率的に縮減するためには、市町と県が連携して取り組んでいくことが、極めて効果的であると考えられることから、平成 18 年度から地方税の徴収困難事案の滞納処分等を専門的に行う広域連合の設立に向けて、具体的な調整、協議を進めてきました。

平成 19 年 10 月に県とすべての市町の協議が整ったので、総務大臣へ設置許可申請を行い、平成 20 年 1 月 10 日に設置許可を受け、同年 1 月 15 日に「静岡地方税滞納整理機構」を設立しました。

1 広域計画の策定趣旨

静岡地方税滞納整理機構広域計画（以下「広域計画」という。）は、静岡地方税滞納整理機構（以下「広域連合」という。）並びに広域連合を組織する静岡県及び静岡県内のすべての市町（以下「構成団体」という。）が、相互に密接な連携を図り、必要な連絡調整を行いながら、地方税の滞納整理事務を、総合的、計画的かつ効率的に処理するための指針として、地方自治法第291条の7第1項の規定に基づき策定するものです。

2 広域計画の期間及び改定

広域計画の期間は、平成20年度から平成24年度までの5か年間とします。ただし、広域連合長が必要と認めたときは、随時改定を行います。

Ⅱ 基本方針

広域連合と構成団体は、相互に緊密な連絡調整を図りながら、徴収事務の効率化と徴収職員の資質の向上を図り、徴収体制を強化することによって、地方税の確実な徴収と厳正・公平な税務執行を実現し、税務事務の生産性の向上を目指します。

1 広域連合の基本方針

広域連合は、構成団体から引き受けた地方税の滞納事案を適正かつ厳格に処理し、税収の確保に努めます。

また、構成団体の徴収体制の強化に資するため、構成団体の徴収職員の資質向上に必要な研修を実施するとともに、構成団体からの滞納整理に関する相談に応じます。

2 構成団体の基本方針

構成団体は、自ら徴収対策を推進するとともに、広域連合と連携しつつ、徴収困難な滞納事案の広域連合への移管により徴収事務の効率化を、研修への参画等により徴収職員の資質向上を図ります。

Ⅲ 広域連合と構成団体が行う事務

1 広域連合が行う事務

(1) 広域連合が構成団体から引き受けた地方税の滞納事案に係る滞納処分及びこれに関連する事務

ア 取扱税目

広域連合は、市町村税（国民健康保険税を含む。）及び県税の全税目を対象に滞納整理を行います。

イ 市町村税及び県税の滞納整理（財産調査、差押え、公売等）

広域連合は、構成団体から引き受けた滞納事案について、各分野の専門家（顧問）を積極的に活用しつつ、厳格な滞納処分及びこれに必要な徹底した財産調査・捜索を行い、租税債権の確保を図ります。

公売については、買受層を拡大し、高い売却率を確保するなどの観点から、インターネット公売など、より換価効果の高い手法を活用します。

ウ 滞納処分の執行停止、不納欠損処分に係る調査

広域連合は、構成団体が滞納処分の執行停止等の適否を判断するために移管した事案について、徹底した財産調査を行った上で、広域連合の意見を添えて、その調査結果を構成団体に通知します。

(2) 構成団体の職員に対する徴収業務に関する研修事務

広域連合は、構成団体の徴収の初任者、経験者、管理職員向けの階層別研修を実施するとともに、広域連合において実務研修を希望する場合には、研修職員の受入を行います。

また、広域連合職員の外部研修への参加やOJT、顧問等を活用した内部研修等を通じて、租税債権確保のための調査研究を行います。

(3) 徴収業務に関する構成団体からの相談に係る事務

広域連合は、構成団体からの徴収業務に関する実務上の疑義照会などの各種相談に応じます。

2 構成団体が行う事務

(1) 徴収対策の推進

構成団体は、広域連合と連携しつつ、滞納整理を積極的に進めるほか、納税環境の整備、徴収体制の整備など、徴収対策の推進に努めます。

(2) 広域連合が処理する滞納事案の選定及び移管

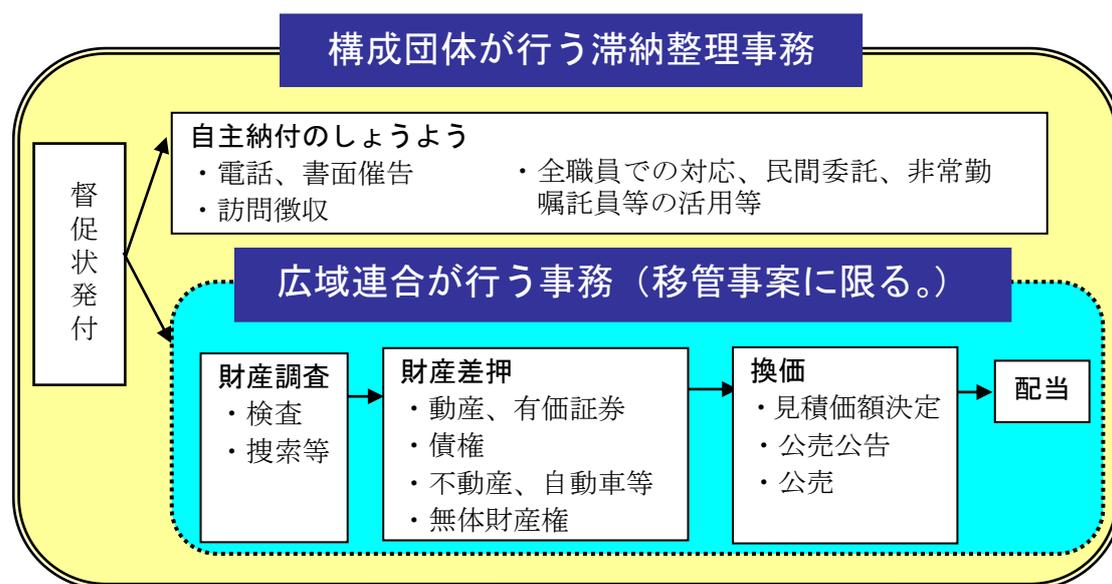
構成団体は、広域連合が処理する滞納事案を選定し、当該事案を広域連合に移管します。

なお、滞納事案を移管する前に、当該滞納者に対し、事案移管後は広域連合が滞納整理を行う旨の告知を行います。

(3) 広域連合が行う研修等への参画等

構成団体は、広域連合が実施する研修等に自主的かつ選択的に参画するとともに、広域連合が行う滞納整理に関する相談を活用します。

広域連合と構成団体が行う滞納整理事務のイメージ



IV 広域計画の推進

広域連合は、構成団体の税務担当課長等を構成員とする「静岡地方税滞納整理機構運営協議会」を設置し、構成団体と十分な連絡調整を図りながら連携を深め、広域計画の円滑な推進に努めます。